

氏名	刘 维			
学位の種類	博士（ 学術 ）			
学位記番号	博 甲 第 7621 号			
学位授与年月日	平成 28 年 3 月 25 日			
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	アドボカシー活動による市民社会組織の参加と制度化 —日本、アメリカと中国を例に—			
主査	筑波大学 教授	博士（法学）	辻中豊	
副査	筑波大学 教授	博士（国際政治経済学）	潘 亮	
副査	筑波大学 准教授	博士（国際政治経済学）	大友貴史	
副査	筑波大学 准教授	博士（政治学）	タック 川崎	レスリー

論 文 の 要 旨

本論文は、日本、米国、中国、三カ国の市民社会組織のアドボカシー活動について、市民社会組織ならびに国家（政府）のさまざまな行動を、JIGS データ（「団体の基礎構造に関する調査」）を用いて分析することによって、国家や制度によって規定される市民社会及び市民社会組織のアドボカシー活動の動態を解明しようとする。またアドボカシー活動の中では、政治過程や政策過程への影響力行使のアリーナである諮問機関、議会公聴会、座談会に注目し、事例研究を行い、三カ国の類似と相違についても体系的に検討する。基本となる仮説は、第 1 には、市民社会の配置と市民社会組織の団体構造が制度によって規制されていること、第 2 には、市民社会組織のアドボカシー活動が制度によって規制されていることである。

各章の内容は以下の通りである。

序章では、研究目的と、市民社会組織とその活動であるアドボカシーを研究対象におく理由、日米中三カ国及びそれぞれの諮問機関、議会公聴会、座談会を比較研究の事例におく理由などについて説明している。

第 1 章では、市民社会やアドボカシーをめぐる先行研究を概観しつつ、研究動向を整理する。市民社会に対する認識と市民社会組織に関する国家の態度の相違点、政治と社会構造におけるアドボカシーの位置づけ、アドボカシー研究の背景やこれまでに発見された問題点を振り返り、本論文において必要となる政治システム、制度、利益代表といった概念枠組みを説明する。

第 2 章では、JIGS 調査を用いて団体状況を概観する。JIGS 調査では日米中三カ国とも、同種の調査手法によって、市民社会組織の定量的データが収集されている。これに基づいて、アドボカシー活動を行う団体の設立年、団体分類、政策関心、リソース、情報源、ほかのアクターとの関係といった団体をとりまく政治システムに内在する構造とアドボカシー活動の実態を定量的に比較することによって、三カ国の相違点や類似点を

記述する。設立時期もそれぞれ特徴がある。団体の分類別の割合は、日中が経済関係に力点があり、教育や福祉関係が多い米国は異なる。アメリカのリソースの豊かさ、アドボカシーの活発さ、中国の弱さに対して日本は中間的である。アメリカは議会に、日中は行政機関に対して団体活動を行う傾向がある。

第3章では、第2章の視点をさらに掘り下げて検討する。すなわち、三カ国のアドボカシー活動参加への要因を探求するために、JIGS 調査データに基づいてカテゴリカル回帰分析を行う。団体の設立年、団体分布と政策関心、団体のリソースなどといった団体構造と、団体の主な活動と政治社会機能、団体活動のレベルなどといったアドボカシー活動に対して制度が与える影響について分析している。日本では環境などの分野や会員数や設立年など多くの変数が、米国でも環境や福祉分野やリソースなどの変数が規定するのに対して、中国ではほとんど変数との間で因果関係を推定できなかった。そうした点も踏まえて結論的には三カ国全体として制度的要因がアドボカシー活動に影響を与えている推論している。

第4章では、中国の事例として座談会を取り上げる。共産党の政策形成過程、政治協商過程、立法過程における座談会の位置づけを検討しながら、JIGS 調査や人民日報等の報道を定量的に分析し、座談会に参加する中国の団体の現状と実態を探っている。

第5章では、日本の事例として諮問機関を取り上げる。政治と社会のネットワーク及び政策過程における諮問機関の位置づけと機能を検討しながら、JIGS 調査データといくつかの公開資料に基づいて、そこに参加する日本の団体の実態を捉えている。

第6章では、アメリカの事例として議会公聴会を取り上げる。特に、立法過程における議会公聴会の位置づけと機能、そして、議会公聴会への団体のアクセスと影響力を検討しながら、JIGS 調査データに基づいて、議会公聴会に参加するアメリカの団体の実像に迫っている。

終章では、市民社会の団体構造と団体活動に対する国家の規制、諮問機関、議会公聴会、座談会に取り組む団体に対する制度の影響、政治体制の変動がもたらす市民社会の変容など三カ国比較研究による研究成果を総括し、今後の研究課題を取り上げている。

本研究が得た研究成果としては、次のようなものが挙げられる。

国家が、制度に基づいて、ゲームのルールを構築し、直接あるいは間接のインセンティブを設定し、政治・政策過程にどのようなアクターを参加させ、彼らにどのような活動を許容し、繁栄や成長をさせてゆくかなどを定め、市民社会全体の配置、市民社会組織の構造、アドボカシー活動のパターン、ほかのアクターとの関係及び影響力などを規定しているとみられる。その根拠は、第1に、団体設立の契機、団体の分布図と政策関心、団体活動におけるアドボカシーの比重、団体の地理的活動範囲、団体のリソースといった点について JIGS データを用いて検討を加えた結果、市民社会配置、団体構造と団体活動に対して、制度が規定していることが推定できた。第2に、政治・政策過程における議会公聴会、諮問機関、座談会の位置づけをまとめたうえで、主に参加団体の分類と利益の代表、媒介されるリソース、団体の属性とアクセスの可能性、人員の交換、行政との接触と関係、行政との協調度、信頼度と影響力評価といった点について、JIGS データを用いて検討を行った結果、日米中三カ国の議会公聴会、諮問機関、座談会に関わる団体のアドボカシー活動に対して制度が規制

しているということが分かった。

三カ国における制度による規制の在り方は異なっている。例えばアメリカは主に法人税の免税や寄付税の優遇など税制制度によって、団体の世界を規定しているのに対して、日本は国家の補助金や委託、行政指導などの手段が多く活用されている。一方、中国においては、団体の設立自体に関する規制が目立ち、加えて団体活動が規則違反した際に、強制力の行使による厳しい取り締まりが日本やアメリカと区別される。

このように本論文は、個々の事例における一国研究よりも、複数の異なる国家間の事例の比較研究を通して、アドボカシー活動に取り組む市民社会組織の存在という共通の事象に対して国家と制度による規制という共通性の要因を見出すことによって、制度の規定性という理論の一般化に貢献しえたとする。

審 査 の 要 旨

1 批評

中国を含めた市民社会組織のアドボカシー活動を比較分析・研究した業績は、世界的にもまだ少ない。

本論文は、すでに 20 年ほどの期間を経て収集されてきた筑波大学の団体の基本構造に関する比較調査（J I G S）データの中から、まだ十分分析されていなかった中国と日本、アメリカの 3 か国の比較検討を行うという野心的な試みである。

確かに、中国と他の国ぐにとの比較には困難が伴う。本論文のアドボカシー概念、アドボカシーとして把握する行動は、日米と比較して、緩やかなものであり、行政機関との協調まで含めたものである。またそもそも中国の調査対象が、J I G S 調査が狙いとした網羅的なものであるというより調査可能な公的市民社会に限ったもの（社団等）である、といった対象における比較可能性に関する限界がある。本論文では、中国に関しては統計的な検討においても、アドボカシー活動と独立変数群との間に十分有意な関係を見出すに至っていない。そうした点から中国の制度規定性については一層の検討が要請される。

他方で、数少ない中国でのアドボカシー活動、ロビイング活動にあたる座談会に注目し、日米の対比可能な諮問機関や議会公聴会と比較するという事例研究は、発想の独自性がある。中国の座談会には、歴史的にも様々な機能を持たされており、そうした種差への分析はなお課題が残るものであるが、今後に期待できるテーマへの世界的にも稀な分析として評価できる。

野心的であるがゆえになお様々な課題が残るとはいえ、本論文は学位論文としての水準に十分達した労作であると評価できる。

2 最終試験

平成 28 年 1 月 18 日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。